

奈良県告示第四百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理組合の名称

勢野北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

生駒郡三郷町勢野北一丁目六番三三号

三 施行地区

生駒郡三郷町大字勢野、勢野西三丁目、勢野西四丁目、勢野西五丁目、勢野東二丁目、勢野東三丁目及び信貴ヶ丘四丁目の各一部

四 事業施行期間

平成三年十二月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成三年十二月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十六年三月二十日